



文部科学省における消費者教育の取組等について

文部科学省 総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

消費者教育の推進に関する文部科学省の施策について

文部科学省では、「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」等に基づき、消費者庁をはじめとする関係省庁と連携しながら学校教育、社会教育を通じて消費者教育の充実に努めているところ。

小学校・中学校・高等学校

学習指導要領の充実

中央教育審議会答申（H28.12.21）を踏まえ、関連する各教科等（社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科等）において、引き続き消費者教育に関する内容を規定するとともに、現行の規定に加え、内容を更に充実

○小学校学習指導要領の改訂（平成29年3月31日公示）【主な充実部分】

（社会科）

- ・販売の仕事が消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていることを理解すること

（家庭科）

- ・買物の仕組みや消費者の役割がわかり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること
- ・物や金銭の使い方と買い物について、消費者の役割が分かること

○中学校学習指導要領の改訂（平成29年3月31日公示）【主な充実部分】

（社会科〔公民的分野〕）

- ・個人や企業の経済活動における役割と責任について多面的・多角的に考察し、表現すること

（技術・家庭科〔家庭分野〕）

- ・購入方法や支払い方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること
- ・クレジットなどの三者間契約についても扱うこと

○高等学校学習指導要領の改訂（平成30年3月30日公示）【主な充実部分】

（公民科〔公共〕）

- ・多様な契約及び消費者の権利と責任

（家庭科〔家庭基礎〕）

- ・契約の重要性、消費者保護の仕組みについて理解すること
- ・責任ある消費について考察し、工夫すること

大学等

○学生に対する消費者教育等の実施

- ・ガイダンスや学生相談等において消費者トラブルやその対処方法について啓発

○消費者被害防止に関する通知

- ・消費者庁や国民生活センター等が把握する消費者トラブル事例等について、各大学等に通知

○各種会議等での普及・啓発

- ・消費者基本計画等を踏まえ、消費者教育の推進等の積極的な取組について、学生支援、教務の担当者が集まる会議で周知等を実施

生涯学習・社会教育

○地域において参考となる消費者教育のモデル構築事業

- ・多様な主体の連携・協働体制による消費者教育推進のための実践モデルを作成

○消費者教育アドバイザーの派遣

- ・全国の社会教育等における消費者教育の先駆的实践者を、文部科学省が委嘱し、地方自治体等の求めに応じて派遣

○消費者教育フェスタによる取組の普及・啓発

- ・文部科学省、モデル事業実践者等からの成果報告及び地域課題の共有や人的交流が行われる場として開催

○指導者用啓発資料の活用・促進

- ・文部科学省で作成した指導者用啓発資料について、学校の授業や地域の活動での活用を促進

その他

○教員養成・現職教員研修

- ・消費者教育の内容を扱う教職課程の実施や、教職員支援機構における教員研修動画の作成・公開

○取組の普及・啓発

- ・消費者教育に関する取組状況調査を実施し、先進事例を普及・啓発

【文部科学省作成】

指導者用啓発資料

「これならできる！消費者教育
自立した消費者を育成するための
主体的な学び ヒント＆事例集」



【消費者庁作成】
消費者教育教材
「社会への扉」

1. 教員養成について

- 教職課程では、公民科、家庭科の教員免許状取得に当たって履修する「各教科の指導法」等の科目において、学習指導要領を踏まえた消費者教育の内容が扱われている。さらに、消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更を踏まえた消費者教育に関する内容の充実について全国の大学等に周知したところ（令和5年3月）。

鳴門教育大学における取組例（主に教員養成）

- 地域及び学内の消費者教育のより一層の推進に向け、平成28年7月に「消費者教育推進プロジェクト」を立ち上げ。
- 大学では、小学校・中学校・高等学校の全ての課程で消費者教育に関連した授業科目を開講。
学部：消費生活論、家庭経営学演習、初等家庭科教育論、初等中等教科教育実践Ⅰ、初等中等教科教育実践Ⅱ、中等家庭科教材論
大学院：生活創造教育（家庭）の教材開発演習
- このほか、外部での講演、学校への出前授業、教員研修などを実施。

2. 現職教員研修について

- （独）教職員支援機構において、消費者庁作成の高校生向け消費者教育教材「社会への扉」の活用方法や、求められる消費者教育の内容、効果的な消費者教育の進め方など、消費者教育についての教員用研修動画を作成、ウェブサイト上で公開、積極的な活用を促している。

教職員支援機構ウェブサイト（校内研修シリーズ）

現在地点: top > 動画教材 > 校内研修シリーズ > 消費者教育: 校内研修シリーズ No.133

掲載日: 令和5年10月2日 **校内研修シリーズ**

消費者教育: 校内研修シリーズ No.133



鳴門教育大学
教授
坂本 有芳

見る YouTube

背景 課題

平成24年8月に議員立法により成立した「消費者教育の推進に関する法律」に基づき、消費者庁と文部科学省において「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を策定（令和5年3月28日閣議決定）。この中で、行政、民間、消費者、事業者等の幅広い主体が連携を図り、効果的・実践的に消費者教育を推進することが求められている。また、基本的視点として、消費者による自ら及び相互に「学ぶ」「考える」「行動する」ことの促進や消費者の多様化等を踏まえたきめ細やかな対応などが示されている。

事業内容

①持続可能な地域社会の実現に向けた効果的な消費者教育実践モデル構築（委託事業）

各地域において参考となる効果的・実践的な消費者教育のモデルを構築。

②消費者教育連携・協働推進全国協議会の実施（委託事業）

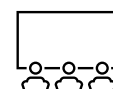
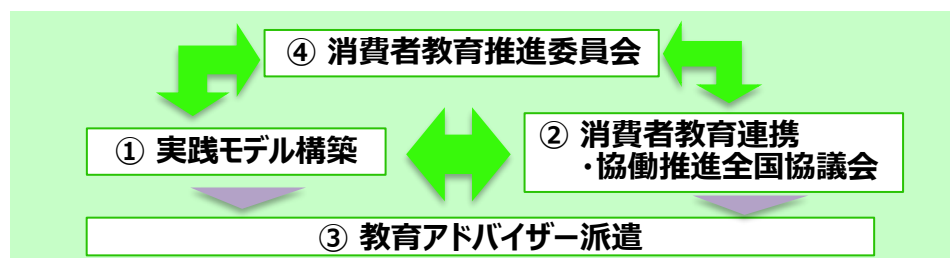
消費者教育に係る課題や実践手法等を関係機関・団体と共有・協議。

③教育アドバイザーの派遣

消費者教育アドバイザー等の派遣を通じ、持続可能な地域の実現に向けた知見・ノウハウを提供する。

④消費者教育推進委員会の開催

消費者教育や環境教育の有識者により、今後の施策の推進方策について検討する会議の開催。



持続可能な地域社会の実現に向けた教育現場における
消費者教育・環境教育の取組の推進

アウトプット(活動目標)

- 全国の多様な好事例を把握し、教育委員会を通じて学校や地域に展開する。
- より多くの自治体からの教育委員会担当者が、研修に参加し消費者教育、環境教育への理解を深める。
- 消費者教育アドバイザー等の活用を推進する。

アウトカム(成果目標)

本事業や本事業の成果を活用した取組に参加した子供たちの消費や環境に対する意識が変わり、行動が変容する。

インパクト(国民・社会への影響)

子供たちの意識・行動の変容を通じて、社会全体の意識が高まり、持続可能な地域社会の実現に寄与する。



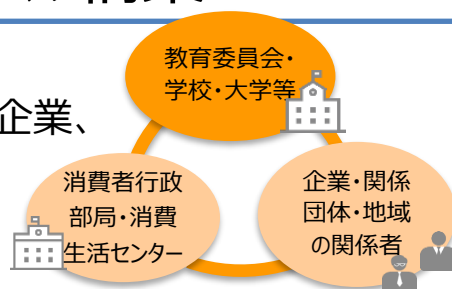
持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育及び環境教育推進事業（委託事業）



○消費者教育実践モデル構築

■概要

教育委員会や消費者行政部局、企業、大学、NPO、地域の関係者などの様々な主体が連携・協働することにより、効果的で実践的な消費者教育を実施するためのモデルの構築を行う。



■取組例

山形県米沢市の消費者教育推進計画（以下、推進計画）の策定に向けて、これまでの米沢市における消費者教育の取組とその課題を明らかにし、消費者教育推進に向けたよりよい連携・協働のあり方を検討。そして、本事業の推進計画策定までのプロセスを明らかにすることで、他の自治体でも応用可能な汎用性のあるモデルとして提示。



一連のプロセスを
まとめたリーフレットを
作成→

○消費者教育フェスタ

■概要

学校や地域において消費者団体等をはじめとした多様な関係者が情報を共有し、相互に連携するための場として、消費者教育フェスタを開催。

■開催実績

令和7年度は2回開催（対面、オンラインのハイブリッド形式）。

対象は教員、教育委員会、消費者行政部局、事業者、消費者団体等。

●消費者教育フェスタ in 奈良

日時：令和7年12月6日（土）

@奈良春日野国際フォーラム 薨

テーマ：若者が起点となりすべての世代をつなぐ
インクルーシブな消費者教育の豊かなつながりを求めて

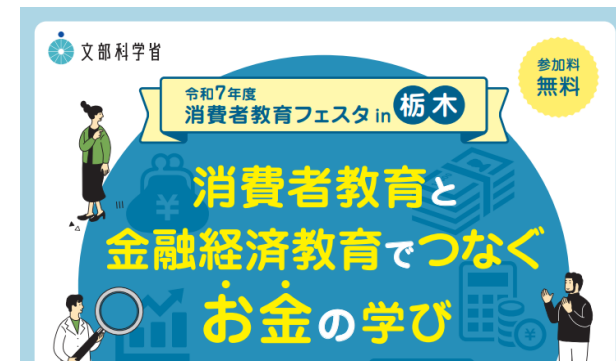


●消費者教育フェスタ in 栃木

日時：令和7年12月9日（火）

@栃木県総合文化センター

テーマ：消費者教育と金融経済教育でつなぐ
お金の学び



消費者市民社会及び持続可能な社会の実現、地域における連携・協働による消費者教育の取組も一層進めるため、文部科学省では消費者教育アドバイザーの派遣を行っています。

悩み

? 中学・高校で・・・

授業の中で消費者教育をどのように取り入れ、指導していけば良いのか・・・

どうすれば

? 大学で・・・

学生に主体的な判断で意思決定させるにはどうすれば・・・

分からない

? 地域で・・・

消費者教育の推進の方策が今一つわからないのですが・・・



そのお悩み、消費者教育アドバイザーが解決します！

文部科学省消費者教育アドバイザーのメリット

- ! 消費者教育の実践者や有識者を派遣します。
- ! 地域の実情を踏まえた消費者教育の実施を丁寧に支援します。
- ! 派遣に要する費用は無料です。

派遣の申請等詳細は、文部科学省HPをご覧ください。

URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syoushisha/detail/1339570.htm

消費者教育アドバイザーの派遣



【本件担当】文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課消費者教育推進係
電話 03-5253-4111(5804)
メール consumer@mext.go.jp

学習指導要領における消費者教育に関する主な内容①

- 中央教育審議会答申（H28.12.21）を踏まえ、関連する各教科等（社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科等）において、引き続き消費者教育に関する内容を規定するとともに、**従来の規定に加えて、高等学校家庭科などにおける内容を更に充実**

小学校学習指導要領（H29.3.31公示）における消費者教育に関する主な内容

○社会科

- ・販売の仕事は、消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていること
- ・社会生活を営む上で大切な法やきまり

○家庭科

- ・買物の仕組み、売買契約の基礎
- ・物や金銭の使い方と買物における消費者の役割
- ・物や金銭の大切さ、計画的な使い方
- ・購入するために必要な情報を収集・整理
- ・身近な物の選び方、買い方を考え、工夫すること
- ・環境に配慮した生活について物の使い方などを考え、工夫すること

○特別の教科 道徳

- ・節度を守り節制に心掛けること
- ・法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと

学習指導要領における消費者教育に関する主な内容②

中学校学習指導要領（H29.3.31公示）における消費者教育に関する主な内容

○社会科〔公民的分野〕

- ・ 社会生活における物事の決定の仕方、きまりの役割、法の意義
- ・ 契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任
- ・ 金融などの仕組みや働き
- ・ 市場の働きと経済に関して、希少性に着目すること
- ・ 個人や企業の経済活動における役割と責任
- ・ 消費者の保護とそれらの意義、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政

○技術・家庭科〔家庭分野〕

- ・ 購入方法や支払い方法の特徴、計画的な金銭管理の必要性、クレジットなどの三者間契約
- ・ 売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応
- ・ 物資・サービスの選択に必要な情報を収集・整理
- ・ 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること
- ・ 消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響
- ・ 自立した消費者として責任ある消費行動を考え、工夫すること
- ・ 環境に配慮した消費生活を考え、計画を立てて実践できること

○特別の教科 道徳

- ・ 節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする
- ・ 法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること

学習指導要領における消費者教育に関する主な内容③

高等学校学習指導要領（H30.3.30公示）における消費者教育に関する主な内容

○公民科【公共】【新科目】

- ・ 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、私法に関する基本的な考え方
- ・ 金融の働き、金融を通じた経済活動の活性化
- ・ 活発な経済活動と個人の尊重を共に成り立たせることが必要であること

○公民科【政治・経済】

- ・ 経済活動と市場、経済主体と経済循環
- ・ 金融の働きと仕組み、金融を通じた経済活動の活性化
- ・ 消費者に関する問題

○家庭科【家庭基礎】

- ・ 生涯を見通した生活における経済の管理や計画
- ・ 消費者の権利と責任、消費生活の現状と課題、消費行動における意思決定や契約の重要性、消費者保護の仕組み
- ・ 多様な契約やその義務と権利、消費者信用及びそれらをめぐる問題
- ・ 自立した消費者として、適切な意思決定に基づいて行動することや責任ある消費について考察し、工夫すること
- ・ 持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう、安全で安心な生活と消費及び生活文化について考察し、ライフスタイルを工夫すること

○家庭科【家庭総合】

- ・ 生涯を見通した生活における経済の管理や計画
- ・ キャッシュレス社会が家計に与える利便性と問題点
- ・ 消費生活の現状と課題、消費行動における意思決定や責任ある消費の重要性
- ・ 消費者の権利と責任、消費者問題、消費者の自立と支援
- ・ 契約の重要性や消費者保護の仕組み
- ・ 多様な契約やその義務と権利、消費者信用及びそれらをめぐる問題
- ・ 自立した消費者として、適切な意思決定に基づいて行動できるよう考察し、責任ある消費について工夫すること
- ・ 持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう、安全で安心な生活と消費及び生活文化について考察し、ライフスタイルを工夫すること

※下線部は主な充実箇所

学習指導要領改訂に向けた検討について

次期学習指導要領に向けた検討について

- 令和6年12月の文部科学大臣による諮問（※）を受け、現在、中央教育審議会に各教科等のワーキンググループを立ち上げ、専門的な議論が行われている。
- 消費者教育については、主たる教科である家庭ワーキンググループを中心として、専門的な議論が行われているところであり、現時点での具体的な方向性としては、下記のとおり。
- 令和8年度中に「答申」が取りまとめられるよう、引き続き検討を進めている。
（※）「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）」（令和6年12月25日）

【家庭科の改善充実の在り方について】

<教育課程全体の検討の方向性>

教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策として、次のような点を審議。

- ・教育課程の実施に伴う過度な負担や負担感が生じにくい在り方
- ・現在以上に増加させないことを前提とした年間の標準総授業時数の在り方、教育課程の実施に伴う負担に留意した上での、現代的な諸課題を踏まえた様々な教育の在り方

<家庭科における消費者教育の今後の検討の方向性>

- 消費生活・金融経済教育に関する学習内容については、学校段階をまたいで一部重複する事項について、児童生徒の発達段階に応じて内容を整理。一方で、**デジタル化など社会変化**に伴い、**児童生徒の消費行動にも変化**が生じていることなどを踏まえ、キャッシュレス化への対応やリスク管理を踏まえた家計管理の充実など**自立した消費者の育成を目指した学習について、発達段階を踏まえながら扱う方向で検討**を進めている。

学習指導要領改訂に向けた検討について

2025年9月に、中央教育審議会教育課程企画特別部会において論点整理が示された。



教育課程企画特別部会

論点整理

目次

本特別部会においては、令和6年12月の文部科学大臣による諮問を受け、初等中等教育分科会や教育課程部会への報告を交えつつ、教育課程の枠組みに関する事項や教科横断的な事項を中心として審議を行ってきた。今般、13回にわたる検討の結果を暫定的に取りまとめ、今後の本特別部会における更なる検討の深化や各WG等での検討の前提として整理した。

第一章 次期学習指導要領に向けた基本的な考え方 ... P2	第四章 情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現 ... P47
第二章 質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方 ... P7	(1) 情報活用能力の抜本的向上 ... P48
(1) 中核的な概念等を活用した一層の構造化・表形式化・デジタル化 ... P8	(2) 質の高い探究的な学びの実現 ... P55
(2) 「学びに向かう力、人間性等」の再整理 ... P15	第五章 「余白」の創出を通じた教育の質の向上の在り方 ... P62
(3) 「見方・考え方」の再整理 ... P19	第六章 豊かな学びに繋がる学習評価の在り方 ... P70
(4) デジタル学習基盤を前提とした学びの在り方 ... P22	第七章 その他諮問で提起された事項の在り方 ... P79
学習指導要領と「個別最適な学びと協働的な学び」の関係の在り方	(1) カリキュラム・マネジメントの在り方 ... P80
第三章 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方 ... P25	(2) 高等学校入学者選抜 ... P82
(1) 検討の前提（児童生徒の実態と現行制度の枠組み）... P26	(3) 産業教育 ... P84
(2) 義務教育段階（「調整授業時数制度」の創設等）... P30	(4) 特別支援教育 ... P90
(3) 高等学校段階における教育課程の柔軟化 ... P35	(5) 幼児教育 ... P96
(4) 個別の児童生徒に係る教育課程の編成・実施の仕組み ... P42	(6) 子供のより主体的な社会参画に関わる教育の改善 ... P100
	第八章 今後の検討スケジュールや検討の在り方等 ... P104
	審議経過 ... P107

※本論点整理において「学習指導要領」という際、第一章～第二章においては「幼稚園教育要領」を含む



1 改訂論議を貫く三つの方向性

- 令和6年12月の文部科学大臣による諮問やこれまでの検討を総合的に踏まえ、次期学習指導要領に向けた今後の検討の基盤となる基本的な考え方として、以下を提起する。

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を「みんな」で育むため、

①「**主体的・対話的で深い学び**」の実装（Excellence）

②**多様性の包摂**（Equity）

③**実現可能性の確保**（Feasibility）

の3つの方向性を踏まえて議論を行う。これらの3つの方向性に基づく改善は、教育課程内外のあらゆる方策を用いつつ、三位一体で具現化されるべきものである。

- このうち、①「**主体的・対話的で深い学び**」の実装は、現行学習指導要領が目指している、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通じた資質・能力の育成について、一層の具現化・深化を図るものである。
 - ✓ このため、学習指導要領の目標・内容の構造化・表形式化・デジタル化、学びに向かう力、人間性等の重要概念の整理等により、分かりやすく、使いやすい学習指導要領を目指す。思考力、判断力、表現力等を発揮する中で、知識の概念としての習得や深い意味理解を促すこと、他の学習や生活の場面でも活用できるような、生きて働く「確かな知識」を習得すること、学びに向かう力、人間性等を育成することが一層重要となる中、「主体的・対話的で深い学び」の実装は、**次期学習指導要領に向けた第一の方向性**とすべきものである。これらを進めるに当たっては学校段階間の連携・接続の深化による学びの連続性の確保に一層留意すべきである。
 - ✓ また、このような授業改善に不可欠であるデジタル学習基盤の効果的活用は、育成すべき資質・能力が十分に意識されず「深い学び」に繋がっていない事例もあるなど道半ばである。また、社会のデジタル化がもたらしている負の側面への対応も含め情報活用能力の育成にも様々な課題が見られる。このため、小学校の総合的な学習の時間への「情報の領域（仮称）」の付加、中学校での「情報・技術科（仮称）」の創設等の具体的方策を示した上で、情報活用能力を各教科等における探究的な学びを支える基盤と位置付け、抜本的な向上を図る。こうしたことを進めるに当たっては、知・徳・体のバランスや、人間ならではの身体性や実体験の重要性を十分に踏まえる必要がある。（※）「Excellence」は、「主体的・対話的で深い学び」の実装により実現される質の高い教育を意味する。
- ②**多様性の包摂**は、多様な個性や特性、背景を有する子供が多くなっている実態に向き合うとともに、こうした多様性を個人及び社会の力に変える観点から、一人一人の意欲が高まり、可能性が開花し、個性が輝く教育の実現を目指すものであり、**第一の方向性と両立させることが不可欠な第二の方向性**である。
 - ✓ このため、「裁量的な時間」をはじめとする「調整授業時数制度」の創設、学年区分の取扱いの柔軟化、高等学校段階における単位制度の柔軟化、不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒のための特別の教育課程編成を可能とする制度の創設等により、教育課程全体を包摂的な仕組みに改め、その具現化を図る。

こうした取組は、一人一人の個性や特性、背景を踏まえた対応が可能な仕組みを整えるという意味で、公正性（equity）の拡大と言える。



- ③**実現可能性の確保**は、第一・第二の方向性の両立を支え、実現可能とする観点であり、デジタル学習基盤の更なる充実、教科書や教材、指導書の改善、必要な設備の整備、**総合的な勤務環境整備とも相まって審議全体に通底させるべき第三の方向性**である。
 - ✓ このため、教育課程の枠組みや教科等横断的な事項、今後行われる教科等WGを含む審議全般にわたって、教育課程の実施に伴い教師に過度な負担・負担感が生じないような、持続可能な在り方を追求し、教師と子供の双方に「余白（※）」を創出することで、豊かな学びに繋げる方向を踏まえた検討を行う必要がある。（※）教育の質の向上のための時間的余裕
- こうした3つの方向性を現時点で端的に表現すれば、「**多様な子供たちの『深い学び』を確かなものに**」と言える。第一の方向性は「深い学び」、第二の方向性は「多様な子供たち」、第三の方向性は「確かなもの」という言葉に主に託されている。
- さらに、「みんな」が示す主体は、学校教育の未来を切り拓く中心的存在である学校の教職員はもとより、**学びの当事者である子供**、人口減少の中で学校を支える主体でもある、**保護者や地域住民、地方公共団体の職員、民間の担い手**も含まれ、「**社会に開かれた教育課程**」や「**個人と社会のウェルビーイングの実現**」といった理念とも深く関わる。今後、各WG等を中心に具体の議論を進める中で、こうした考え方も更に深めていく必要がある。

2 自らの人生を舵取りする力と民主的な社会の創り手育成

- 諮問で「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却し、民主的かつ公正な社会の基盤としての学校を機能させる必要性が指摘された背景には社会全体の構造変化がある。生成AIなどデジタル技術の発展が相まって、皆と同じことができることも重要だが、それ以上に独自の発想や視点に価値が置かれるようになってきている。現在の学校教育の中で主体的に学びに向き合えていない子供も多くなっている。少子化に伴う入試による動機付けの変化、学習時間の減少等も踏まえ、学びの動機付けをアップデートする必要もある。予測困難な時代に、労働市場の流動化や就業期間の長期化、マルチステージの人生モデルへの転換が進む中、しなやかに「**自らの人生を舵取りできる力**」が不可欠となりつつある。また、内なる国際化で人口の多様性が増すとともに、SNSや生成AIの負の側面の影響もあり社会分断の可能性等も指摘される中、デジタル時代に主体的に社会参画する「**民主的な社会の創り手**」の育成も喫緊の課題である。こうした考え方は、教育基本法や学校教育法等の趣旨を踏まえたものである。
 - ✓ このため、全ての幼児児童生徒に育むべき資質・能力育成の具体化・深化と並行して、一人一人の「**好き**」（興味・関心）を育み、「**得意**」を伸ばしながら、それらを原動力として学び全体への動機付けを図っていく取組と、**当事者意識を持って、自分の意見を形成し、多様な他者と対話や合意を図る取組**を同時に進め、これらが有機的に関わり合い高まっていく教育課程に変革していく必要がある。
 - ✓ こうした問題意識の下、本部会では、**学びに向かう力、人間性等**の概念の再整理、総合的な学習・探究の時間を中心とした**質の高い探究的な学びの実現**、デジタル化の負の側面への対応を含む**情報活用能力**の抜本的向上、特別活動を中心とした**主体的な社会参画に関わる教育**の改善、個性・特性に応じた学びの充実に繋がる**裁量的な時間**の創設等を主な具体策として議論してきた。今後、各WG等で更に検討を深める必要がある。

なお、これらは、①「主体的・対話的で深い学び」の実装、②多様性の包摂、という方向性について、**社会全体の構造変化を踏まえて具現化するものである**、①②の一部を構成するものである。また、「よりよい学校教育」を通じて「よりよい社会」への移行を図るという意味で、「**社会に開かれた教育課程**」や「**個人と社会のウェルビーイングの実現**」といった理念とも深く関わる。

次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方

～あらゆる方策を活用し、三位一体で具現化～

① 深い学びの実装 (Excellence)

主体的・対話的で

主に第2,3,4,6章
(生きて働く「確かな知識」の習得、資質・能力育成の具体化・深化、「好き」を育み「得意」を伸ばす、情報活用能力の抜本的向上、個別最適な学び・協働的な学び等)

② 多様性の包摂 (Equity)

主に第3,7章
(調整授業時数制度、裁量的な時間、個別の児童生徒に係る教育課程の仕組み、デジタル学習基盤を活用した学習環境デザイン、個別最適な学び・協働的な学び等)

③ 実現可能性の確保 (Feasibility)

主に第5,7章
(授業時数の適正化・平準化、教科書の精選、構造化、裁量的な時間など様々な方策による教師・子供双方の「余白」の創出、カリキュラム・マネジメント等)

学びをデザインする高度専門職としての教師 デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備
「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白 総合的な勤務環境整備

多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、
自らの人生を舵取りすることができる 民主的で持続可能な社会の創り手 をみんなで育む

自らの人生を舵取りする力 と 民主的で持続可能な社会の創り手 育成（今後の検討イメージ）

「好き」を育み、「得意」を伸ばす
（興味・関心）



当事者意識を持って、自分の意見を
形成し、対話と合意ができる

【各教科等での検討イメージ】

好き・得意をベースとした
主体的な進路選択の促進

高
中
小
幼

課題設定
の充実

グループ探究
個人探究

総合



生きて働く「確かな知識」の習得

興味・関心が広がる
教材・学習方法の選択を促進

自分の意見を表現する活動の充実

探究的な要素を持つ学習活動の充実

家庭学習の内容を自律的に決めら
れるような段階的指導
（家庭学習ははじめ学習習慣の確立を含む）

各教科等

児童生徒主体のルール
形成や学校生活改善、
行事の創造等の明確化
（みんなが学びやすいルールや環
境の構築を含む）

納得解を形成しようとす
ることの重要性の明文化
（安易な多数決の回避や少数意
見の吟味）

特別活動

考え、議論する
道徳の徹底
（主体的な判断の
重要性、知・徳・体
の調和のとれた発達
に向けた、道徳的価
値の対立を乗り越え
る必要性や道徳的
実践の強調）

道徳

言葉を用いて思考を深めていく指導

他者と関わり協同する力の育成

多様な子供を誰一人取り残さない
視点としての個別最適な学びと協
働的な学びの一体的充実

科学的知見も生かした
効果的な指導計画・授業方法
児童生徒の学習方略の指導

障害や認知特性等
多様な実態を踏まえた調整
（教科等、家庭学習含む）

全ての活動の基盤としての
心理的安全性の確保

学びをデザインする高度専門職としての教師
「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白

デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備
総合的な勤務環境整備

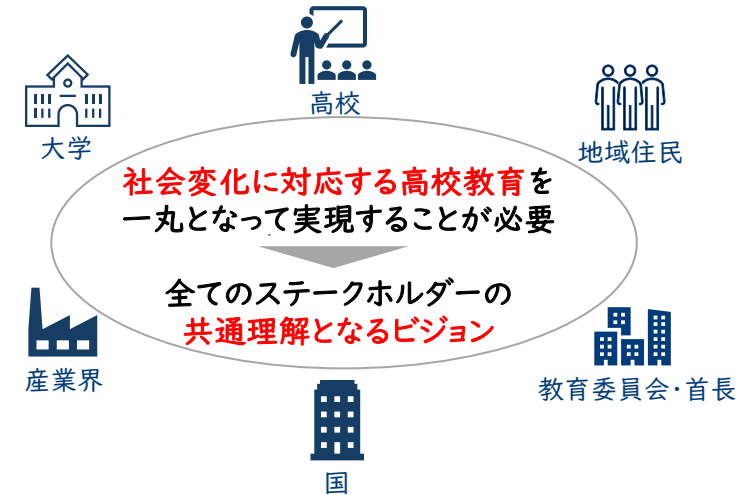
高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)【概要】

～2040年に向けた「N-E.X.T.(ネクスト)ハイスクール構想」～

New Education, New Excellence, New Transformation of High Schools

1. グランドデザインの背景・必要性

- ✓ AIの実装などデジタル技術の目まぐるしい発展
2040年には、**少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化**が一層深刻化
→現在の人材供給トレンドが続けば、**労働力需給ギャップ**が発生
(事務職は余剰、**AI・ロボット関係、いわゆる理系人材は不足**)
- ✓ 将来を正確に予測することは難しく、どのような未来が訪れるか分からない
→生徒それぞれの**多様な個性やニーズ、興味・関心に応じた学びを生かした自己実現**を支え、**生徒の可能性を広げ能力を伸ばす**
→全ての高校生が**家庭の経済状況等に左右されることなく**、希望する大学等への進学や就職等をし、それが**個人の幸福**につながり、ひいては、**我が国の経済・社会の基盤を強いもの**としていくことにつながる



2. 高校改革の方向性～2040年に向けた高校の姿～

視点1 不確実な時代を自立して生きていく
主権者として、AIに代替されない能力や個性の伸長

-  **学びの在り方の転換**
(New Transformation)
- ✓ リアルとデジタルの良さを組み合わせつつ、**「好き」を育み、「得意」を伸ばす機会を確保**し、生徒の実態を踏まえた柔軟な教育課程の実現
 - ✓ スクール・ミッション、**スクール・ポリシー**を踏まえた**教育活動の改善、公表**
 - ✓ **高校教育と一貫した大学教育改革**(主体的・自律的な学修のための環境構築、出口における質保証等)

視点2 我が国や地域の経済・社会の発展を支える人材育成

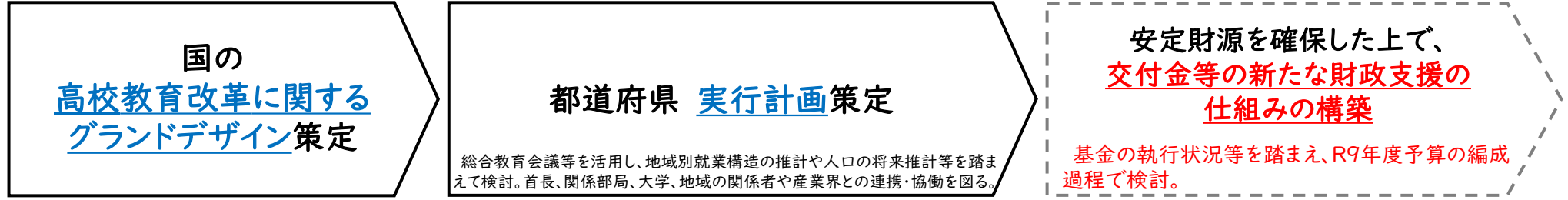
-  **最先端を学ぶ高校の特色化・魅力化**
(New Excellence)
- ✓ **探究・文理横断・実践的な学び**、STEAM教育、産業界と協働した専門高校の学びの充実
➔ **理数・文系的素養やAIを使いこなす力**を身に付け、社会で活躍するロールモデルを体感
 - ✓ 各高校の特色化・魅力化
➔ 学科構成の見直し、**専門高校の機能強化・高度化**、グローバル人材の育成
➔ **「普通科」の在り方の転換、即戦力の人材と進学を見据えた高度専門職人材の育成**

視点3 一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保

-  **学ぶ機会・アクセスの確保**
(New Education)
- ✓ **全国どこにいても多様で質の高い学び**を保障し、地方の生徒はもとより誰一人取り残されず、全ての生徒の可能性を最大限引き出す
(**地理的アクセスの確保**、都道府県の実情等に応じた**学校配置・規模の適正化**、小規模校を含む**遠隔授業**等の推進)
 - ✓ 通信制高校の**教育の質の確保・向上**
 - ✓ **不登校生徒への学習支援、特別支援教育や日本語指導**が必要な生徒への教育の充実

3つの視点を重視しながら、更なる高校改革を進め、N-E.X.T.ハイスクール構想を実現する。
高校から大学・大学院に至るまでの一貫した改革により、強い経済や地域社会の基盤となる人材を育成する。

3. N-E.X.T.ハイスクール構想の中核となる高校支援



※交付金等の構築に先立ち、高校教育改革のための基金を都道府県に造成し、N-E.X.T.ハイスクール構想の実現のために、パイロットケースとして先導的な学びの在り方を構築する高校（改革先導拠点）を創設。

新しい学校のイメージや取組例

専門高校の機能強化・高度化
(アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成等)

(学校のイメージ)

地域発のイノベーションを興すことのできる人材等の育成を目指し、理論と実践の往還によるカリキュラムの実施等に取り組み、必要な施設設備の高度化が図られた学校

(取組例)

- ✓ ビジネス経験の必修化
- ✓ ものづくりから流通まで一体的な学びの実践
- ✓ 「高校版企業寄附講座」等の実践やそれを前提とした進学・就職機会の確保

普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化
(文理の双方の素養を有する人材の育成等)

(学校のイメージ)

文理にとらわれない幅広い教養等を備えた新しい価値を創造する人材等の育成を目指し、実社会につながる生きた授業の実践等に取り組み、必要な施設設備の高度化が図られた学校

(取組例)

- ✓ 実社会につながる生きた授業の実践
- ✓ 高度実験環境を核とする理数探究拠点整備
- ✓ 探究型授業研修の充実による教師のスキル向上、探究伴走支援専門チームの構築

地理的アクセス・多様な学びの確保

(学校のイメージ)

学校の枠を超えて多様な人々と協働し、社会の課題を主体的に探究・解決できる人材等の育成を目指し、柔軟で質の高い学びの実践等に取り組み、必要な施設設備の高度化が図られた学校

(取組例)

- ✓ 学校間連携や遠隔授業等を活用した教育機会の確保
- ✓ 学校と地域の関係機関の連携・協働の強化による学習環境の提供
- ✓ 他の学校種との連携の充実

これらの取組の一環として、留学支援を含むグローバル人材育成支援や、学校と地域が連携・協働した学力向上・学習支援などについて取り組む。

2040年までに達成を目指す目標

【職業教育の高度化・魅力の強化関係】	【普通科の在り方の転換・魅力の強化関係】	【多様な学びの確保関係】
・地域の産業界等と連携・協働した取組を行う専門高校：100%	・文理横断的な学びに取り組む普通科高校：100%	・学びの状況に関する生徒の肯定的な評価の向上
・少子化傾向においても専門高校の生徒数を現在と同水準	・普通科でいわゆる文系と理系の生徒の割合：同程度	・高校卒業段階の進路未決定者の割合の半減